車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 20 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 30 年２月２日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
東関東自動車道水戸線	茨城県鉾田市当間字久保向2521番から茨城県東茨城郡茨城町鳥羽田字坊子山1156番118まで

２．指定する期日　平成30年２月３日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の走行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするため止むを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するために、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 21 号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号）の一部を次のように改正し、平成30年２月３日から適用する。

平成 30 年２月２日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

記３　【災害時の特例】の表中

「

名　称	箇　所
名東トンネル（高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線）	愛知県名古屋市名東区香南一丁目から愛知県名古屋市名東区引山二丁目まで
守山トンネル（高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線）	愛知県名古屋市守山区天子田一丁目から愛知県名古屋市守山区元郷一丁目まで

」を追加する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 30 年２月２日　　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．(1)の表中、

「

15	東関東自動車道水戸線	東京外環自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から三郷市（三郷南インターチェンジ）まで
		東関東自動車道	市川市（湾岸市川インターチェンジ）から潮来市（潮来インターチェンジ）まで
			茨城県東茨城郡茨城町（茨城空港北インターチェンジ）から茨城県東茨城郡茨城町（茨城町ジャンクション）まで

」を

「

15	東関東自動車道水戸線	東京外環自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から三郷市（三郷南インターチェンジ）まで
		東関東自動車道	市川市（湾岸市川インターチェンジ）から潮来市（潮来インターチェンジ）まで
			鉾田市（鉾田インターチェンジ）から茨城県東茨城郡茨城町（茨城町ジャンクション）まで

」に改める。